

2017年9月8日

株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社 東芝
代表執行役社長 綱川 智

吸収分割公告

当社は、2017年6月28日開催の当社第178期定時株主総会において、同年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、東芝エネルギーシステムズ株式会社（本店所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34）を吸収分割承継会社として、当社のエネルギーシステムソリューション社が営む事業（ただし、ランディス・ギア統括部及び電力・社会システム技術開発センターが営む事業を除きます。）及び原子力事業統括部が営む事業（ただし、WEC 監督部が営む事業を除きます。）に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

本吸収分割に伴い、会社法第785条第1項（注）に基づき、本吸収分割に反対し、かつ株式買取請求をされる株主様は、本吸収分割の効力発生日の20日前の日（同年9月11日）から効力発生日の前日（同年9月30日）までの間に、当社に対してその旨、買取請求に係る株式の数及び加入者口座コード、株主様の氏名又は名称、住所及び連絡先の電話番号を、以下の郵送先宛に書面（様式自由）によりご通知ください。

また、ご通知に先立って、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）に対して、個別株主通知の申出の取次請求及び株式買取請求に係る株式の以下の当社指定口座への振替申請を行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を上記書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、同年9月30日までに以下の当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要となる期間は、ご利用の証券会社等により異なりますので、株式買取をご希望の株主様はお早めにご利用の証券会社等にお問い合わせください。

(注) 本吸収分割における承継資産の額、当社の総資産額その他の当社の財務に関する状況（基準となる事業年度が当社第 178 期（2016 年度）又は第 177 期（2015 年度）のいずれと解釈されるかという点を含みます。）に照らし、本吸収分割が簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）の要件を充足し、株主様に会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求権が認められないと判断された場合には、本公告の記載にかかわらず、株主様は当該権利の行使をすることができない可能性があります。当社といたしましては、株主様より株式買取請求を受けた場合、裁判所における判断を踏まえて最終的な対応を決することを予定しております。

郵送先

105-8001 東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号 株式会社東芝 37 階 A ゾーン宛

当社指定口座（買取口座）

口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社東芝 買取口座
加入者口座コード	2947303058969000030

以 上